

県産材利用推進に向けた行動計画

1 趣 旨

「高知県産材利用推進方針」を実効性あるものとするため、各部局ごとの取り組みに係る数値目標等を設定し、県自らが率先実行して県産材利用を推進する行動計画を定める。

2 計画期間

この行動計画は、令和7～11年度の5年間とする。

3 目 標

(1) 公共建築施設等の木造化・木質化の推進

- ・県有施設は、内施設 100 パーセント木造化（公共建築物木造化基準）を目標とする。

「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

- ・県有施設は、原則 100 パーセント内装木質化を目標とする。

「内装木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替にあたり施設全体の半数以上の部屋（壁及び天井が準不燃材料で仕上げることを義務づけられた部屋を除く）において、床、天井、壁の全部又は一部に木材を利用していることをいう。特に、県民の目に触れる機会の多い箇所については重点的に木質化に務めるものとする。

- ・別表1により進行管理を行う。

(2) 公共土木工事への積極的な木材利用の推進

- ・木材利用量は工事費1億円当たり12m³の活用を目標とする。
- ・木製型枠の使用率は原則100パーセントを目標とする。
- ・別表2により進行管理を行う。

(3) 木製品の積極的な導入

- ・新規に導入する事務机及び会議用机、応接セット、書棚、ロッカーについては、100パーセント木製を目標とする。また、これ以外の事務用備品についても積極的に木製品の導入に努めるものとする。
- ・別表3により進行管理を行う。

4 体制整備

全庁的に県産材利用推進方針に定める取り組みの徹底を図るため、3に掲げる目標の進行管理等を行う「県産材利用推進本部」を設置する。

附 則

この行動計画は、平成17年4月1日から施行する。
平成19年6月11日から施行する。
平成22年4月1日から施行する。
平成27年4月1日から施行する。
令和 2年4月1日から施行する。
令和 4年4月1日から施行する。
令和 7年4月1日から施行する。

別表1

公共建築施設等の木造化に係る各部署の進行管理表

区分	部署名	取り組み項目	R7	R8	R9	R10	R11	【目標(%)】
県有施設	各部署共通 (教育委員会、警察本部含む)	県有施設の木造化(基準内)						100
		県有施設の内装木質化						100
補助施設	"	「高知県公共建築物木造化基準」に準じた補助施設の木造化(基準内)						ヒアリング時に要請
		補助施設の内装木質化						"

注1 施設等の木造・木質化に係る指標は全対象施設数に対する木造・木質化を行なった施設数の割合とする。

2 各部署ごとに進行管理を行う。

3 基準とは、「高知県産材利用推進方針」別紙「高知県公共建築物木造化基準」のとおりとする。

※基準外(例えば、津波対策等、防災・保安上の理由から木造が困難な場合)であっても、他工法との混構造などにより積極的に木造化を図るものとする。

4 整備した県有施設については、使用した県産材に固定された二酸化炭素を算出し、「高知県CO2木づかい固定量認証専門委員会」の認証を受け公表する。

別表2

公共土木工事への木材利用に係る各部局の進行管理表

(1) 木材利用量(仮設工・木製型枠含む)

部局名	木材利用推進工種	R7	R8	R9	R10	R11	【目標(m3)】
林業振興・環境部	柵工、土留工、筋工、法面工、落石防護壁工、ポット苗植栽工、標識工、視線誘導標、休憩施設、ベンチ、階段工、防音壁、ガードレール、仮設防護柵、樹木支柱、地盤改良丸太打設等						12m3/億円
農業振興部							
水産振興部							
土木部							

※1 対象工事は、維持修繕など木材利用が困難な工事(木製型枠の使用が困難な工事を含む。)を除く全ての工事を対象とする。

※2 柵工は、土留用柵工、遊歩道・水路・用地等の境界に設ける安全柵、手すり等である。

※3 推進工種以外にも、利用可能な箇所には積極的に利用し、利用量の増加に努めるものとする。

(2) 木製型枠の使用率

部局名	R7	R8	R9	R10	R11	【目標(%)】
林業振興・環境部						100
農業振興部						100
水産振興部						100
土木部						100
合計						100

※1 土木部及び水産振興部の使用基準は、別に定める通知による。

(注) 木製型枠の使用率とは、コンクリート工事件数(小型構造物を除く。ただし、土木部及び水産振興部にあっては、※1に定める通知の適用条件を満たすコンクリート工事件数とする。)に対する、木製型枠を使用した工事件数の割合である。

(3) 市町村発注工事

① 木材利用量(仮設工・木製型枠含む)

地域推進会議名	市町村名	木材利用推進工種	R7	R8	R9	R10	R11	【目標(m3)】
安芸地区	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、北川村、馬路村、安田町、芸西村	県計画に準ずる						
中央地区	高知市、南国市、香美市、香南市	〃						
嶺北地区	大豊町、本山町、土佐町、大川村	〃						
伊野地区	仁淀川町、越知町、佐川町、いの町、日高村、土佐市	〃						
須崎地区	須崎市、中土佐町、津野町、橋原町、四万十町	〃						
幡多地区	四万十市、土佐清水市、黒潮町、三原村、大月町、宿毛市	〃						
合計								

※1 市町村発注工事については、「県産材利用地域推進会議」において調査する。

※2 目標については、R2～5の実績等を勘案して定めることとする。

② 木製型枠の使用率

地域推進会議名	市町村名	R7	R8	R9	R10	R11	【目標(%)】
安芸地区	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、北川村、馬路村、安田町、芸西村						
中央地区	高知市、南国市、香美市、香南市						
嶺北地区	大豊町、本山町、土佐町、大川村						
伊野地区	仁淀川町、越知町、佐川町、いの町、日高村、土佐市						
須崎地区	須崎市、中土佐町、津野町、橋原町、四万十町						
幡多地区	四万十市、土佐清水市、黒潮町、三原村、大月町、宿毛市						
合計							

※1 市町村発注工事については、「県産材利用地域推進会議」において調査する。

※2 目標については、R2～5の実績等を勘案して定めることとする。

(注)木製型枠の使用率とは、コンクリート工事件数(小型構造物を除く。)に対する、木製型枠を使用した工事件数の割合とする。

③ 工事中仮設資材(看板、バリケード等)への木製品使用率

地域推進会議名	市町村名	R7	R8	R9	R10	R11	【目標(%)】
安芸地区	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、北川村、馬路村、安田町、芸西村						
中央地区	高知市、南国市、香美市、香南市						
嶺北地区	大豊町、本山町、土佐町、大川村						
伊野地区	仁淀川町、越知町、佐川町、いの町、日高村、土佐市						
須崎地区	須崎市、中土佐町、津野町、橋原町、四万十町						
幡多地区	四万十市、土佐清水市、黒潮町、三原村、大月町、宿毛市						
合計							

※1 市町村発注工事については、「県産材利用地域推進会議」において調査する。

※2 目標については、R2～5の実績等を勘案して定めることとする。

(注)木製品の使用率とは、請負金額250万円以上の工事件数に対する、工事中仮設資材(1品以上)に木製品を使用した工事件数の割合とする。

別表3

事務用備品類への木製品の導入に係る各部局の進行管理表

(1) 木製品の導入

部 局 名	適用物品	R7	R8	R9	R10	R11	【目標%】
各部局共通 (教育委員会、警察本部含む)	事務机 会議用机 応接セット 書棚 ロッカー						100

※スチール等との混構造も含むものとする。